

随意契約結果一覧

所属(課名) 資産税課

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
平成31年度固定資産関係電子計算システム業務委託	平成31年 4月 1日	株式会社松阪電子計算センター	8,395,180	8,395,180	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号 ・現在稼働している各業務内のデータについては、全て松阪市のものですが、システムのアプリケーション部分は株式会社松阪電子計算センターに著作権があります。既に導入した各パッケージソフトを当市が業務に即したカスタマイズをしたうえで、現在運営していますが、各業務とも制度改正が頻繁であるとともに、直接市民との関係が密接な部署であるため、過去の経過等が非常に重要な業務であります。そのため、既存ソフトへの反映及び改修後の影響・負担を最小限に留めることを最優先に考える必要があることから、そのことが可能な当該業者に委託したいことと、この業務を毎年入札により業者決定した場合、メーカーによってはデータの互換性がなく全てを手入力することが考えられ、その場合、全てを再構築する必要が生じるためです。	○	
平成31年度当初賦課業務委託	平成31年 4月 1日	株式会社松阪電子計算センター	15,422,400	15,422,400	当該業者に関しては、既に国民健康保険、後期高齢者医療業務、固定資産税、市民税、収納及び介護保険の業務を始め、当市において数多くの実績があり各種のノウハウや守秘義務においても充分信頼できるものと考えます。	○	
平成31年度固定資産現地調査補助資料作成業務委託	平成31年 4月19日	株式会社 ゼンリン 津営業所	2,098,440	2,098,440	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・資産税現地調査に係る市内(飯南・飯高除く)の経年変化情報(家屋の新増築や土地の利用状況及び事業者名等の調査情報)を短周期で調査し、その情報を保有しているのは株式会社ゼンリンのみであるため。	×	
令和元年度松阪市地番図・家屋図修正業務委託	令和元年 6月 13日	株式会社 パスコ 三重支店	6,210,600	6,210,600	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・本業務は地番図・家屋図の新規作成時から現在まで株式会社パスコ三重支店と契約し修正業務を行っている。平成14年度からはシステムを導入し電子化しており、全庁的な地図情報システムの「松阪市統合型GIS」に基図、また地番検索等のデータベースとして情報共有を行なっている。 このような現状及び過程から、既存のシステム及びデータを管理していくうえで、他の業者ではデータを交換し作成する業務を伴い調整面等において手間と時間がかかること、また作業量が増加し事務に支障をきたすことから、引き続き株式会社パスコ三重支店と契約し円滑に業務を進めたい。	有	
時点修正鑑定業務委託	令和元年6月28日	一般社団法人 三重県不動産鑑定士協会	8,927,100	8,927,100	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 ・多数ある鑑定地の現地調査、情報収集を行おうとすると過去からの経緯等熟知している者でなければ鑑定価格に信憑性を欠くなど評価の均衡に支障をきたす恐れがある。また、ひとりの鑑定士に委託することになると業務量に無理が生じ期間内に鑑定を行うことが困難である。評価替基準年度に一般社団法人 三重県不動産鑑定士協会へ鑑定を委託しており、同じ鑑定地を引き続き委嘱予定鑑定士に鑑定してもらうことで円滑な業務が進められるため。	有	

件名(数量)	契約締結日 (締結日の昇順)	契約業者	予定価格 (税込)	契約金額 (税込)	随意契約とした理由	審査会の 開催の有 無	備考
令和3年度評価替鑑定業務委託料	令和元年12月17日	一般社団法人 三重県 不動産鑑定士協会	45,702,800	45,702,800	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</p> <p>・業務の性質上、鑑定結果等に地域間の著しい格差や過去の鑑定成果等との大幅な差異が生じることは、課税評価の信用、行政の信頼の失墜につながるものであり、業務の適正な履行には十分な配慮が必要となる。</p> <p>鑑定士協会との随意契約は、国の公示価格や三重県の地価調査価格、また、県下を縦断的に均衡のとれた鑑定評価が期待でき、また、地域の実情も十分に把握された地元の鑑定士が鑑定評価を行うことから、より適正な業務が期待できるため。</p>	有	